

著作権委譲承諾書

一般社団法人 日本物理学会 御中

「日本物理学会誌」または「大学の物理教育」に掲載される下記の寄稿・投稿等（以下寄稿等という）について、投稿規定および「掲載論文 利用許諾基準」に同意し、著作権を一般社団法人日本物理学会に委譲することを承諾します。日本物理学会は、いかなる媒体や手段においても、著作物の全部または一部を公開する権利を有するものとします。また、承諾した著者は、他のすべての著者が寄稿等に寄与したことを確認したものとします。

ただし、著者は下記の権利を保有します。

1. 特許権等，著作権以外の全ての権利。
2. 利用許諾基準に従って，寄稿等の全部または一部を利用する権利。

掲載誌名（丸で囲む）：

日本物理学会誌（サプリメンタルマテリアル含む） 大学の物理教育

記事題名：

署名する著者名： _____

全共著者名： _____

署名する著者の所属： _____

署名 _____

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

著者の一人の署名をもって全員の署名に代えることができます。この場合、署名した著者は、他のすべての著者に本同意内容を通知することとします。

「掲載論文 利用許諾基準」は、下記から閲覧できます。

<http://www.jps.or.jp/books/chosakuken/files/pdf-kyoka-kijyun.pdf>

会誌・大会概要集・大学の物理教育 掲載論文 利用許諾基準

2015年11月改訂,2014年4月改訂,2011年8月改訂,2006年10月改訂,2005年10月施行,2005年7月22日制定

	許諾申込主体	利用対象	形式	媒体等	学会への申請	条件	学会への報告義務	注
1	著者	自己の論文の全部または一部	閲読が完了した「著者最終稿」の電子ファイル	個人のサーバ	不要	A,D,F	不要	個人のサーバとは、搭載された全内容について著者がアップロードや削除を他人の同意なしに行えるサーバを指す。
2	同上	同上	掲載物(電子ファイル)	研究者仲間へ電子的手段で配布	不要	B	不要	
3	同上	同上	掲載物(紙版, 電子ファイル)	研究報告書(不特定多数に配布しないもの)	不要	A	不要	
4	同上	自己の論文の図および表	無修正のまま	Review article	不要	A	不要	Review article 以外は、書面による申請が必要。
5	著者または雇用機関	自己の論文の全部または一部	閲読が完了した「著者最終稿」の電子ファイル	雇用機関のサーバ(機関リポジトリ)	必要[#1]	A,D,E,F	要(サーバ搭載のURLを連絡)	・雇用機関サーバとは、アップロードや削除を著者個人が直接コントロールできないものを言う ・営利目的の広告の場合は許可が必要
6	同上	同上	掲載物(紙版)	雇用機関の被雇用者の論文のみからなる論文集, 紀要, 本など: 雇用機関内部で使用または広報用だが非営利で無料配布のもの	不要	A	不要	・雇用機関外部への販売の場合には許可が必要
7	「著者または雇用機関」以外の第三者	掲載論文の全部または一部	掲載物(紙版, 電子ファイル)	本や論文, 論文選集(電子媒体を含む)	要	A,C	サーバ搭載の際はURLを連絡	・営利目的と判断された場合は、課金することもある
8	2次情報出版者	書誌情報など			要			条件(有料/無料など)は個別交渉

「条件A」: コピー権表示を含み一切変更しないこと。部分引用の場合は、完全な引用情報を付すこと。

「条件B」: 研究者個人宛の1対1の発送のみ。メーリングリスト, その他での複数宛先への一斉送信は禁止。

「条件C」: 原則として著者の承諾も必要。

「条件D」: 掲載物(電子ファイル, 紙面のスキャンデータ等)のサーバ搭載は認めない。「著者最終稿」の搭載にあたっては、共著者の承諾を得ること。

「条件E」: 著者最終稿の場合も公開サーバへの搭載は電子版ないしは紙版の刊行1ヵ月後とすること。

「条件F」: 機関リポジトリ搭載の著作権は「一般社団法人日本物理学会(The Physical Society of Japan)が保有していること、完全な引用情報を表記すること。

注記

#1: 複数の機関にまたがる研究プロジェクト(チーム)は雇用機関に準ずる。

#2: マイクロフィルム, CD-ROM等の電子媒体などは紙版に準じて扱う。

#3: 引用および引用情報を含む図や表などの論文の一部を転載する場合には、完全な引用情報を含んで転載すること。

#4: 利用許諾された論文等は、(共)著者および日本物理学会へ帰属する著作権を尊重して利用すること、また、サーバ搭載の論文を管理すること。

#5: 本基準は2015年11月1日以降の申請に適用する。

#6: 本基準について問い合わせや許可願いは右記までお願いします: pubpub@jps.or.jp